

あなたがいる。

だからまちは

笑顔であふれる。

SAVE MY TOWN

消防団応援
サポーター
稲村亜美

職業：ホウレン職
奥田 佳乃子さん
美安市消防団
女性分団 分団長

消防団員募集

消防団について

消防団は、消防組織法に基づき、全国の各市町村に設置されている組織です。その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、消防防災活動を行っています。



消防団の活動について

消火・防災訓練

火災現場での活動を想定した訓練(放水訓練等)を行っています。



救命講習会

応急手当やAEDの使い方などを指導する講習会を行っています。



防火啓発活動

各家庭を訪問しての防火指導や防火教育などを行っています。



消火活動

火災発生時には、消火活動、後方支援の活動を行います。



捜索・救助活動

大規模災害発生時には、捜索・救助活動、避難誘導などを行います。



水防活動

風水害の際には、河川の水位の警戒、排水、浸水防止を行います。



女性のおなたも
まちを守る消防団で
輝きませんか？

ここがポイント！

- 働きながらも地域に貢献できる！
- 参加しやすいさまざまな制度がある！
- 性別・職業問わず活躍の場がある！



対談インタビュー



自分たちのまちは自分たちで守る。

強い消防団をつかって、このまちに恩返しをしたい。

「空いた時間に活動できる」

稲村: 消防団に入ろうと思ったきっかけを教えてください。
澤田: 先輩の女性消防団員に声を掛けていただいたことです。キラキラした笑顔で楽しそうに活動されていたのが印象的で入団を決めました。仕事と両立できるか不安でしたが、空いた時間に活動できるので安心しました。訓練も個々の能力に合わせてできるのできつくないですよ。

「強い消防団」をつくる

稲村: 「まち」に対する意識は変わりましたか？
澤田: 入団する前は「住んでいるまち」というぐらいの認識でしたが、消防団として活動するうちに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えに変わりました。消防団の先輩や仲間、フォローしてくださる職員の方々と一緒に「強い消防団」を作って、このまちに恩返しをしていきたいです。

消防団の仲間は財産

稲村: 澤田さんにとって消防団の魅力とは何ですか？
澤田: 消防団は「まちを守りたい」という人たちが同じ目標に向かって活動しているので、お互いを高め合うことができます。消防団でたくさんの仲間ができたことは私の財産になりました。そういった心強い仲間をずっと増やしていきたいですね。

消防団へ入団するには

[お問い合わせ先]

① お近くの消防団を探す

ホームページ上の消防団一覧から、お近くの消防団を探します。

② 消防団へ問い合わせる

入りたい消防団の連絡先を調べ、電話・メールなどでお問い合わせください。

③ あなたも消防団員に！

お問い合わせ先の案内に従い、入団手続が完了すれば、晴れて「入団」となります。



消防団への入団手続などについては、各市町村ごとに定められていますので、居住地(または勤務地)の市役所・町村役場または最寄りの消防署にお問い合わせください。

消防団に関する詳しい情報はWEBで <https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/>



@FDMA_JAPAN



総務省消防庁

Fire and Disaster Management Agency

軽自動車及び原動機付自転車等の
名義変更・抹消（廃車）の手続きはお早めに!!

軽自動車税(種別割)は、原付、軽自動車、小型特殊自動車、農耕車などをその年の**4月1日現在で所有している人**に課税されます。

※ 次の場合には、**3月末までに必ず**手続きをしてください。なお、役場で手続きできるのは、**原動機付自転車及び小型特殊自動車**のみです。手続きの際は印鑑(シャチハタ不可)を持参してください。

- ◆車両の廃車・売却・盗難など ⇒ 廃車届をしてください。(ナンバーも持参してください)
- ◆車両の贈与・相続・交換など ⇒ 名義変更届をしてください。(前所有者の印鑑も必要です)
- ◆所有者が亡くなった場合 ⇒ 廃車届または名義変更届をしてください。
- ◆町外から転入された方 ⇒ 標識(ナンバー)を新しく登録してください。
(前住所地で使用していたナンバーを持参してください)
- ◆町外へ転出される方 ⇒ 標識(ナンバー)を添えて、廃車届をしてください。

!! 上記の手続きが無い場合、課税されますのでご注意ください !!

車種により手続きを行う場所が異なります。詳細は下表をご覧ください。

種 別		手続きを行う場所
原動機付自転車	50cc以下	大崎町役場税務課 TEL 099-476-1111 (内線114・115)
	50cc超 90cc以下	
	90cc超 125cc以下	
	ミニカー	
小型特殊自動車	農耕用(トラクターなど)	鹿兒島運輸支局 TEL050-5540-2089
	その他用(タイヤショベルなど)	
小型二輪(250cc超)		鹿兒島県軽自動車協会 TEL 099-261-4011
軽二輪(125cc超 250cc以下)		
軽自動車三輪		
軽自動車 四輪以上	乗用	自家用
		営業用
	貨物	自家用
		営業用

大崎町公共下水道事業 下水道使用料の改定について(お知らせ)

大崎町役場水道課

下水道管理係

099-476-1111(内線194, 195)

1 改定の理由

公共下水道事業による汚水処理費については、原則は私費(下水道使用料)で負担するとされており、総務省公費負担基準に基づく適正な使用料が150円/m³と定められております。(総務省基準20m³=3,000円、本町は20m³=1,940円)

本町の下水道使用料は、平成15年3月供用開始以降一度も使用料に見直しが行われておりません。

公営企業の経営は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としつつ、将来にわたり、住民生活に身近な社会資本の整備、必要な住民サービスの提供等、その本来の目的である福祉を増進していくことが必要ですが、人口減少等に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつあります。

平成25年度時点において公共下水道事業計画における汚水処理人口普及目標は概成しており、以降の新規接続も緩やかな増加となっております。汚水処理人口の早期普及を促進する為に使用料単価は当初のまま据え置かれておりましたが、今後は受益者負担(下水道使用料等)による公共下水道事業の経営継続をすすめていく必要があります。

※下水道法(抜粋)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

2 現在の使用料単価(旧使用料) 2箇月に1回賦課(偶数月)

- (1) 1m³=90円に消費税を加算(10円未満切捨て)
- (2) 基本使用料1箇月5m³を基本水量とし、2箇月で10m³にて基本使用料を算定する。
- (3) 2箇月で11m³~40m³までは、90円/m³+消費税を加算(10円未満切捨て)
- (4) 2箇月で41m³~60m³までは、110円/m³+消費税を加算(10円未満切捨て)
- (5) 2箇月で61m³を超える場合、120円/m³+消費税を加算(10円未満切捨て)

**3 施行期日：令和3年1月1日（令和3年1月1日以前は旧使用料のとおり）
改定の内容（新使用料）2箇月に1回賦課（偶数月）**

- (1) 1 m³=150円に消費税を加算（10円未満切捨て）
- (2) 基本使用料1箇月5m³を基本水量とし，2箇月で10m³にて基本使用料を算定する。
- (3) 2箇月で11m³～40m³までは，150円/m³+消費税を加算（10円未満切捨て）
- (4) 2箇月で41m³～60m³までは，150円/m³+消費税を加算（10円未満切捨て）
- (5) 2箇月で61m³を超える場合，150円/m³+消費税を加算（10円未満切捨て）

4 激変緩和措置（使用料単価の段階的値上げ）

令和3年1月1日以降の検針からとする。

- (1) 令和3年度の単価は，1 m³=120円に消費税を加算（10円未満切捨て）
- (2) 令和4年度の単価は，1 m³=130円に消費税を加算（10円未満切捨て）
- (3) 令和5年度の単価は，1 m³=140円に消費税を加算（10円未満切捨て）

5 従前との比較例（消費税=10%）4人家族の例 使用水量65m³（2箇月）

(1) 令和3年度 比較	基本使用料 10m ³	従量使用料 (10m ³ 超分)	消費税 10%	下水道 使用料
従前 @ 90円	900円	5,500円	640円	7,040円
緩和 @ 120円	1,200円	6,600円	780円	8,580円
差額 +@ 30円	+300円	+1,100円	+140円	+1,540円

(2) 令和4年度 比較	基本使用料 10m ³	従量使用料 (10m ³ 超分)	消費税 10%	下水道 使用料
従前 @ 90円	900円	5,500円	640円	7,040円
緩和 @ 130円	1,300円	7,150円	840円	9,290円
差額 +@ 40円	+400円	+1,100円	+200円	+2,250円

(3) 令和5年度 比較	基本使用料 10m ³	従量使用料 (10m ³ 超分)	消費税 10%	下水道 使用料
従前 @ 90円	900円	5,500円	640円	7,040円
緩和 @ 140円	1,400円	7,700円	910円	10,010円
差額 +@ 50円	+500円	+2,200円	+270円	+2,970円

※激変緩和措置後

(4) 令和6年度 比較	基本使用料 10m ³	従量使用料 (10m ³ 超分)	消費税 10%	下水道 使用料
従前 @ 90円	900円	5,500円	640円	7,040円
改定後 @ 150円	1,500円	8,250円	970円	10,720円
差額 +@ 60円	+600円	+2,750円	+330円	+3,680円